

## 第6回白馬村景観計画策定委員会 議事録

### 1. 開催日時等

令和3年10月1日（金） 13:30～15:40

白馬村保健福祉ふれあいセンター 2階 学習室

### 2. 出席者

	氏名	役職	所属団体等	委嘱事由	出欠
1	横川 恒夫	委員	白馬村議会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
2	丸山勇太郎	委員	白馬村議会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
3	伊藤 房光	副委員長	白馬村文化財審議委員会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
4	柏原 敏明	委員	まちづくり白馬友の会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
5	武田 克明	委員長	白馬村農業委員会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
6	池田 昌彦	委員	(社)長野県建築士会 大北支部	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	欠
7	横田 一彦	委員	白馬村建築業組合	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
8	宮尾 英明	委員	白馬村建設業組合	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
9	橋本 旅人	委員	白馬村不動産業協議会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
10	倉田 保緒	委員	白馬村索道事業者協議会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
11	尾上 宏	委員	白馬五竜観光協会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
12	丸山 徹也	委員	八方尾根観光協会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
13	切久保公正	委員	岩岳観光協会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
14	須賀 丈	委員	長野県環境保全研究所	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	欠
15	宮崎 哲也	委員	大町建設事務所 整備・建築課	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
16	柳澤 英俊	委員	北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出

#### <事務局>

矢口 俊樹	白馬村 建設課	課長
横山 勝典	白馬村 建設課	課長補佐兼建設係長
降旗 大輔	白馬村 建設課	土地利用・建築係長
堀米 拓実	白馬村 建設課	主査

### 3. 次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項
  - (1) 景観形成基準案について
    - ① 前回検討の修正事項 配置（壁面後退）・規模（絶対高さ）
    - ② 形態・意匠に関すること（色彩）
    - ③ 届出が必要な行為の規模について
4. その他
5. 閉会

### 4. 配付資料（事前配布）

#### 次第

- 資料 1 景観形成基準案
- 資料 2 届出が必要な行為及び規模
- 資料 3 白馬村景観計画策定委員会の進め方について（修正）

### 5. 協議事項

1. 開会 矢口課長
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項

- (1) 景観形成基準案について
  - ① 前回検討の修正事項 配置（壁面後退）・規模（絶対高さ）

事務局 資料 1 景観形成基準案、区域図をもとに、前回検討の修正事項について説明。前回お示しした景観形成基準案について、現実的に厳しいとのご意見が多かったことを踏まえ、現行運用している指導基準に準拠する形へ見直した旨を説明。壁面の定義についても厳しいというご意見をいただいた。グレーゾーンの回避、基準を現行指導基準に緩めたことなどから、前回お示しした軒先までという定義で運用したいと考える。この点について協議願いたい。

建物の高さについても、厳しい、現在の基準の 18 メートルで支障が生じていないというご意見をいただいたことを踏まえた。中心市街地、観光、スキー場については、大規模基準で運用している勾配屋根に対する緩和措置を付けたい。沿道については 12 メートルに緩和措置を付け最大 17 メートルとし、5 つの区域にメリハリを付けていきたいと考えている。道路斜線は沿道のみ運用したい。基準の見直しにより、観光地域とスキー場の基準の違いがなくなっている。区域を一緒にすることについても協議願いたい。

武田委員長 皆様のご意見をいただきたい。

横田委員 地域区分ごとの基準になっているが、全村統一のルールでの運用を提案したい。この考えのキーワードは「平等」と考える。今までの委員会では、主に建築物や工作物に関するルールの協議をしてきている。そもそも景観とは人のものだけでなく、そこに住んでいる動物や植物、そういったことを含めると地域ごとに差があるのはどうなのか、と考えた。平等に条件を与えたい。また、賑わい

を演出するという基準があるが、建物や工作物で作られるものではないと思う。建物が無くても人が集うことで必然的に賑わいを演出できる。抽象的な単語を基準に入れ込むのはどうなのか。

武田委員長  
事務局

事務局より何かあるか。

全村統一のルール、平等性という考え方は確かにそうも思う。景観計画を作ること考えた場合、世界、日本、長野県全体から見た白馬村、白馬村から見た自分自身と俯瞰する主体がどこにするかで、白馬村をひとつと見るのか区分けして見るのか変わってくると思うので皆さんのご意見いただきたい。抽象的な表現について、村民が景観について共通の価値・認識を持つには、どうしても最大公約数の表現になってしまう。景観の特性上やむを得ないと考えている。

武田委員長  
受託者

他の地区での実例など、環境計画で説明していただきたい。

景観計画をつくる際に、まず主体は誰なのかを考える。白馬を大きく見ればひとつと見ることできるが、青鬼などの東側と八方が全く同じで良いのか、そういった観点から、白馬村を大きく分けていったところから始まっている。八方などは高い建物が必要になってくる、同じ建物が姫川の東の地区に建てて良いのか。平川の北と南、国道の西と東、そのような視点で検討を経て、同じ景観特性を囲ったゾーン図に基づいて基準をつくってきている。

丸山(勇)委員

振出しに戻ったようなご意見であった。事務局からの説明でもあったが、西と東は明らかに違う景観である。それを全部一緒にしてしまう場合、厳しい方に合わせるのか、厳しくない方に合わせるのか、という問題も出てくる。しかし、沿道軸を含めて区域が8種類にもなることが気になる。特に沿道だが、道路後退距離と斜線制限で特徴づければ良いのではないか。高さについては、前回も申したが30年近い運用で不満は無かった。今後、都市計画マスタープランでランドデザインを決めていくと思うが、今はピースだけを先に作っていることになるので気を付けなければならない。立地適正化計画も順番が逆になっている。その中で、不満の無かった高さを、ピースを構う必要があるのか。沿道を残すのであれば、県道白馬岳線は白馬中心地と八方とを結ぶ2キロ足らずの距離だが、28メートル近くのマンションやスノーピーク観光施設がある。ここは賑やかくしていかなければならないところだと思う。少なくとも県道白馬岳線については、厳しくする必要はない。オリンピック道路は、厳しくしても良いのではないか。また、山林、田園地域は12メートルで良いのではないか。

武田委員長

資料1の基準、スキー場と観光地域を合わせること、軒先の考え方について意見を伺いたい。

橋本委員

隣地後退について、軒先から1メートルとなると隣地に屋根雪が落ちてしまう。不動産実務において、屋根雪と駐車場の雪でのトラブルがほとんどである。文言に、屋根雪を隣地に落とさない、雪止めを付けなさいなど明記していただくとトラブルが少なくなる。重要事項説明をしているが、建物を建てる時になると、制限いっぱいの隣地後退で建物を建てようとしてしまう。指導しやすくするためにも条例に示していただきたい。スキー場と観光地域が実質一緒になってしまうことについて、連携した商業地域なのでそごは無いと思う。沿道について30m幅の区域、高さ制限については、再度検討していただきたい。現状の18メートルならばそれほど邪魔にならないのではないかと感じる。田園や山林の

- 集落地は12メートルくらいで良いのではないか。
- 柏原委員 高さ制限について、山林、田園にあたる東側はゾーニング的に歴史ある地区だ  
と思う。20数年間制限をかけてきているが、18という数字、5階の建物がはた  
して違和感が無いのか疑問に思う。環境計画の意見を聞きたい。
- 受託者 山林地域は、青鬼のようなごくわずかな平地にある集落、田園地域は農地の中  
に住宅が点在しているエリアを想定している。国道の6階建のアパートは少し  
違和感があったが、今まで気にせず通過していた。佐野地区にも3・4階の建  
物はあるが、形態が特殊でないのであまり違和感はない。前回委員会のご意見  
を受けて18メートルに変えて提案させていただいているが、本来その地区が持  
つ特徴からすると横田委員、柏原委員からのご意見のとおり、12メートルとか  
に下げることが望ましいのではないか。委員会で検討していただきたい。
- 武田委員長 違和感があるものは検討していただきたい。沿道区分、高さ、雪の問題などい  
ろいろ意見が出たが、生活していく上で障害が出ると困るので考慮しながら決  
めていただきたい。
- 倉田委員 スキー事業者として前回も申ししたが、今までと違った様々な形の取り組みが出  
てきそうな状況にある。高さがあるものも想定されるので、調整していただ  
けると事業者としてありがたい。
- 尾上委員 私共のエリアで考えた場合、観光地域とスキー場地域は一体のようで、はっき  
り分かれている。前回より緩和されてきた道路後退、隣地後退の数字について、  
中国の方による開発の中で起きている問題のようなものが増えてくるのでは  
ないか。規制するのは数値だけではないが、横田委員が言われたご意見は、景  
観の価値を建物側だけでなく、動物や生活する人間に中心を求めて価値観を  
見る必要があるのではないかと受け取った。数字だけが独り歩きしている  
が、生活部隊は何をしているか、これからの予定があるだろうが後になって  
後悔しないよう、そういう点をしっかりやるべきではないか。
- 丸山(勇)委員 道路後退、隣地後退、高さ、この3つについては、はっきりと数字を決めな  
ければならない。決めたことはしっかり守らせなければならぬこと。その他に  
ついては抽象的で構わない。今までも道路後退と高さについては、きっちり  
と守らせてきた。現行の18メートルの根拠は、木立に紛れる高さからきてい  
る。白馬村は扇状地であり西から東に傾いている。県道白馬岳線の南は道路より  
かなり低いことから、12メートルとなると相当低いことになるので、18メ  
ートルが望ましい。道路後退について、白馬町内や県道白馬岳線は、2.5～3  
メートルの歩道が確保されているところからさらに5メートルセットバックは  
検討いただきたい。また、田園地域に名鉄が含まれている。この地区は色々  
な施設もあり、旧来からの集落とは異質な地区である。利害関係がある方  
と承諾取ってから田園地域に含め、後々問題にならないようにしていただ  
きたい。
- 柳澤委員 白馬村では、開発について開発指導要綱に従っているが、緑地や雪の処理につ  
いて定められている点について、景観条例との整理はどのようになっている  
のか確認したい。眺望道路についてAとBの基準が同じになったが、区域を  
分けておく必要性や違いについて説明願いたい。
- 事務局 皆様のご意見を整理し、事務局の考え方を示したい。橋本委員からのご意見  
の屋根雪の処理について、隣地トラブルは景観と逸脱しており、前回入れてい

たがあえて除いた経緯がある。何メートル離ればよいと免罪符されると、景観というより隣地トラブル防止のための意味合いが強くなることから、除いた意図がある。皆さんのご意見から、住居間の景観配慮、みっともなくならようにお互い気を付けましょうという切り口から記載付けできるか検討したい。高さについて、山林、田園地域については若干下げる、沿道は現行の18メートルの方向で考える。白馬岳線を沿道軸に定義付けるかについては、白馬駅周辺は賑わいの中心であると立地適正化計画で位置づけており、無電柱化を進めているところでもあるので、沿道軸にかけるか皆さんにご意見いただきたい。尾上委員からのご意見の隣地後退の支障について、景観区域の上に紳士協定の住民協定を敷いていく運用は変わらないので、村の指導としては住民協定が上に乗っていることを示し、地域が納得した上で進めてくださいと指導していくことは同じに考えている。歩道がある場合のセットバックについて、白馬岳線に関わるのでご意見いただきたい。田園地域に位置する名鉄について、第一種低層住居専用地域に沿った基準で運用している。強制力については微妙なところもあるが、高い樹木の中に低い建物がある景観特性を持つので田園に位置付けている。また、柳澤委員からのご意見である開発条例との棲み分けについて、景観条例をつくっていく場合、景観と開発を分けていきたい旨を環境審議会にて説明させていただいた。沿道の分けについて県道白馬岳線を入れるかも含め、AとBの隔てがなくなることも考えられる。観光とスキー場の分けについて、一緒でも良いというご意見もあったと記憶しているので、その点もご意見いただきたい。

- 武田委員長 事務局長 今日で委員会が全て決めたほうが良いか。  
事務局長 方向性だけ決まればありがたい。
- 武田委員長 眺望道路について別にした方が良くどうかご意見いただきたい。
- 柏原委員 沿道軸のAとBは違う特性があると思う。Aは賑わいのあるリゾート地域であり、白馬駅からの眺望や五竜が良く見える白馬の景観を印象付ける場所がある。
- 丸山(徹)委員 眺望道路には、電柱が立っていないところが多い。景観基準に電柱に関する縛りを加味することはできるのか。建物を建てる一番近いところに電柱は立ってしまうものなので問題なのではないか。
- 事務局 オリンピック道路西側にはなるべく電柱立てないようにしましょうと指導している。建築・不動産業界にも守っていただいております、東側に電柱を立て西側の山が見えるようにしている。このような基準を課していくことについて検討していただくが、方向などそのような制限が可能かについて県と協議していきたい。また、電柱の色を茶色に指導している路線が村内にいくつかある。村内全域茶色は難しいが、眺望道路について電柱は茶色にするなど考えていきたい。
- 事務局 補足するが、村には無電柱化計画というものがある。眺望道路にあたる道路は将来的に無電柱化していこうという路線のほとんどにあたる。現在計画として進めているのは白馬駅前。莫大な費用がかかることではあるが、村の希望としてはさらに白馬駅から八方への道路を延長して欲しいと県に要望しているところであるが、具体的な時期は申し上げられない。丸山委員のご指摘どおり、建物と電柱はセットになる。電柱を立てる場合は奥側に立てていただくとか、裏側に配線を移動などお願いしていくことになるのかと。全てを無くすことは難

- しい。
- 武田委員長 眺望道路について多くのご意見いただいたので、この件は次回検討することとする。また、スキー場、観光の地域を一緒したらどうかというご意見があるがよろしいか。
- 丸山(徹)委員 スキー場と観光は分けていた方が良いのではないかと。境界をはっきりしておいた方がよい。電柱の件でお願いだが、オリンピック道路のクロネコ周辺は西側に立てないよという指導があると聞いたが、東側に電柱を立てて道路をまたいで西側に引っ張ってきているところが見られる。後ろから目に入らない場所に立っていただければありがたい。
- 尾上委員 スキー場と観光は別に考えたほうが良い。観光地域に該当するのは宿や民宿があり人が生活しているたたずまいがある。スキー場の開拓した商業地域のたたずまいとははっきり違うので分けた方がよい。
- 武田委員長 当初の検討の中でもスキー場にはスキー場の特性があり、観光地域は観光地域の特性があった。規制は一緒でも地域は分けるというご意見が多いので、分けておいて良いか。
- 委員 良い。
- 丸山(勇)委員 賛成である。斜面なのでスキー場であって視点的に高いので目立つこともある。ゾーニングは分けておいて、スキー場に建てる時には環境に自然にマッチしたものにしてくださいと記述する事も必要。

## ②形態・意匠に関する事（色彩）

- 事務局 資料1 景観形成基準案 形態・意匠（主に色彩）について説明
- 柏原委員 村民にうまく伝わらなければ数字ばかり決めても、ちぐはぐなものが出てしまう。やはりイメージが必要だと思う。どのようなまちなみにしたいのかイラストや事例の写真などで示さないと、隙間を縫って書いていないからいいと言う建築主や設計者がいる。小布施、軽井沢、金沢、上高地、志賀高原などあれだけ大きな建物があっても有名な観光地として優れている。それは環境庁の厳しい規定があるから。根拠はヨーロッパのアルペン地方のまちなみ建築をベースにしている。そういう厳しい規定があってお客さんがたくさん来る。オーナーや建築士は、都会的なデザインに憧れる。都会的なデザインが先行していく傾向があるので、このままだと10年後に白馬都会的になったよね、素朴さ無くなったよねとなってしまふ。
- 武田委員長 建築業界から最近の傾向などどうか。
- 横田委員 実務者側として感想を述べるが、素材の基準について、自然系の材料は高価であり、施工できる職人や業者が減ってきている現状があるので、基準に入れていいものか疑問がある。また、マンセル値を使った規制となっているが、お客さんへ説明する場合、サンプルにはマンセル値が載っていない。メーカーカタログやホームページなど問い合わせないと数値さえも出てこない。しつらえでは、屋根は半分以下の種類しか選べない。外壁も単色ではない。パターンや模様が入ってくると数値で追うことが不可能になる。色相、明度でお客さんはわかるのか、説明も難しい。マンセル値を使っても良いが、反対に使っては困るものを出した方が分かりやすいのではないかと。一般の方にもわかるような基準にしていきたい。

- 丸山(勇)委員 現在の色彩計画に携わった者として述べるが、自然系素材の使用は理想である。本当はヨーロッパのように素材を揃える、形を揃えればまちなみが出来てくるものだが、もはや手遅れ、だからせめて色だけでも、と1999年に色彩計画をつくった経緯がある。一般の人には難しいが、色を表現するにはマンセル値しか無いので世界的にも通用するマンセルで表現するしかない。逆表現、使えない色を出す表現は良いと思う。当時は世帯に配布したりした。今はやっていないが2年毎に配るべきである。建設や塗装業に携わる人には毎年配るなど必要であり、怠ったことが今にある。
- 武田委員長 数字での表現は残していかなければならないと思う。具体的な色を示す、使ってはいけない色を示すなど一般の人が見ても分かりやすい方法にしていかなければならない。また、建設や塗装業に携わる人にはしっかりお示ししていくことが大事である。他に意見はあるか。
- 橋本委員 勾配屋根について、陸屋根は認められるケースもあるが、その時パラペットを巻くよう指導されることがある。それは逆に景観に悪い。雪の際に危なくないようにからきていると思うが検討していただきたい。また、丸山委員の手遅れという話のことだが、不動産で土地の売買をする際に、新しく来られる人に対してしっかり守ってくださいと説明している。しかし、昨日のお客様に白馬にはそんなきれいな建物無いですね、と言われた。今の自分が住んでいる家がきれいなのか。今既存の家を持っている人が条例の遵守を考えないと新しく来る人にばかり押し付けても発展性がないのではないか。
- 柏原委員 材料の自然素材の使用について、自然素材でなくとも鉄骨でも木造っぽく見せることは可能である。少しでも協力していただくには色彩も大事なので、木材・・・自然系の素材や色彩を使用する、と色彩の文言をいれて、白より茶色にした方が良いとか指導・運用しやすいようにできたらよい。
- 事務局 横田委員からの、数字を示さない方が良いというご意見について、特に明度・彩度については数字で示していかないと良い悪いの判断が難しくなる。指導する側も根拠が無くなるので、事務局としては数字を設けさせていただくこととしたい。また、周知、伝達していく難しさについて、運用していく中で皆さんと一緒にどのように伝達していったら良いかについて検討させていただきたい。
- 事務局 色彩について、皆さんのご意見の方向性としては、概ねご理解いただいたと認識する。いただいたご意見を参考に詰めていきたい。駄目な色をどう示すかについては、安曇野市の景観計画は視覚的に分かりやすい表現なので参考にしながら表現していきたい。

### ③届出が必要な行為の規模について

- 事務局 資料2 届出が必要な行為及び規模 について説明
- 武田委員長 皆様のご意見をいただきたい。
- 尾上委員 白馬東小の近くに粗大ごみの堆積がある。村内にはそういったものがいくつも見られる。今までそういったものに規制があることを知らなかったが、これは⑨の対象になるのか。
- 事務局 対象になる。現在も規模によっては景観の届出の対象になっているものもあるが、実際は、届出していないものもあるのではないかと思う。指導していか

- ければならないと考えている。
- 尾上委員 現行で指導できる物件なのか、それとも来年度以降に指導できる物件となるのか。
- 事務局 現在は長野県に届出することになっている。景観行政団体になったら村で指導していくことになる。
- 尾上委員 現時点では、あの形で営業されていることについて口を挟むことは難しいのか。道路から見えるし、堆積物からどのようなものが流れ出るかわからない。
- 事務局 景観とは別に、廃棄物処理法の関連で設置ができるか検証した経緯がある。廃棄物ではなく商品として売っているため、廃棄物処理法の規制に該当しないことになる。このような件については、住民課で年に1～2回周辺に影響がないか確認している。
- 尾上委員 現状での営業形態を認めざるを得ないということか。
- 事務局 その通りである。
- 武田委員長 届出基準について、意見はあるか。
- 丸山(勇)委員 ⑤太陽光発電施設について、地上設置型パネルはできれば避けたいと思っている。2050年再生可能エネルギー100%の目標を掲げているが、景観的には好ましくない。届出に対してどのような指導を行うつもりなのか。
- 事務局 景観と併せ、昨年に環境審議会において諮った経緯があるが、設置指導要綱を作っている。設置要綱では一定規模の設置の場合、地域と話をして管理協定を結ぶように運用している。景観行政団体になった折には、二本立てでコントロールしていくことになる。地域との対話を設置要綱で求めていることから、周辺を樹木で囲う、フェンスの色などを景観の方で考えていくことになる。また、眺望点が白馬村至る所に指定されているため、一定規模の施設の場合は、パースの作成と住民説明をするという県のルールも適用される。指導はケースバイケースとなるが指導していきたい。景観行政団体になった後は、景観審議会においてどのような造作にさせるべきか検討していくことになると思う。
- 丸山(勇)委員 概ね良いと思うが、景観条例にできたら好ましくないことを入れて欲しい。二重、三重の条件を付けられて白馬村で太陽光やるのは割に合わない、と業者に思わせればいいのではないか。既に堀之内に出来た第一号が、雪で壊れているという話がある。白馬村には地上設置型は合わない。そういう方向性を条例の中でも打ち出していきたい。
- 事務局 景観条例も設置要綱もそうだが、届出をさせることによって、村として地域住民としても把握をしていくということが大前提である。いざというときに指導していける体制をつくっておきたいことが狙いである。設置が駄目ということではない。メガソーラーとなると県の環境審議会に関連し各地でとん挫したものもある。白馬村では、中規模で広い荒廃農地などを業者が狙うと思われる。村としてもどのような規制が出来るかなど研究していきたい。20年後に発電が終了し、施設だけが放置されてしまうこと、将来のことを心配している。
- 横井委員 民間で取る建築確認について、どのような流れになるのか。
- 事務局 ここ数年、民間に出すケースが多くなってきており、把握しきれなくなっている。今は接道の確認などの際に、景観の届出について指導をしている。今後は、パトロールや税務との連携で届出させることで進めていきたい。



横田委員 いかにか周知徹底させていくかが重要である。工事着工した時点での計画変更は時間など難しい。運用の仕方について教えていただきたい。

事務局 村として考えていかなければならない課題である。良い提案があればいただきたい。

武田委員長 せっかく基準をつくっても網の目をすり抜けて、届出無しでできちゃったという可能性もあるので、再度検討していただきたい。届出については、示された案で皆さんのご了承をいただいたということをお願いしたい。

#### 4. その他

事務局 資料3 景観計画策定委員会の進め方について 説明  
次回の日程 都市計画審議会と併せて10月28日13時30分に決定

武田委員長 他に何かあるか。

丸山(勇)委員 建ぺい率、容積率、緑地割合、駐車場割合、出来るだけ既存の木は残すなどについてのルールは、どこで規制をするのか。

事務局 開発に限っては開発条例の中で建ぺい率などは努力義務となるが緑地の取り方など、開発審議会で示したものを定めていく。しかし、丸山委員が議会でおっしゃったように景観だけでは全てはコントロールできない。例えば五竜では都市計画法の地区計画の動きや景観育成住民協定、自然保護協定のところもある。村全体の建ぺい率・容積率については、都市計画マスタープランの策定後に行っていきたい。用途地域も検討したができなかった過去も踏まえ、もう少し後に行いたい。

丸山(勇)委員 2年前、4,900㎡のホテルの計画を認めざるを得なかった環境審議会へのジレンマをまだ抱えている。建ぺい率や容積率の問題を先送りにはいけない。景観と一緒に進めていただきたい。

武田委員長 環境審議会において、大型の開発について見直した経緯がある。もう少し小さい規模も対象にした審議をしたらどうか、という委員からの意見もあった。今は大型よりもむしろ外国人が来て問題になっているところがある。景観も開発も審議するのは、今が一番良いチャンスだと思うので、環境審議会でも審議していただきたい。

尾上委員 木をどの時点で伐採して良いのか、について、農政課への届出の時点で伐採、大規模開発の届出の前に伐採されてしまったことについての対策を今回やっていただきたい。

#### 5. 閉会 矢口課長

以 上